社会福祉法人新潟県社会福祉協議会ホームページ広告掲載要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が保有するホームページに掲載するバナー広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告の掲載範囲）

第２条　本会ホームページに広告を掲載できるものは、次の各号に該当しないものとする。

（１）法令等に違反し、または抵触するおそれのあるもの

（２）公の秩序もしくは善良な風俗に反し、または反するおそれのあるもの

（３）政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの

（４）青少年の保護または健全育成の観点から適切でないもの

（５）誇大広告及び不当表示、その他表現が適切でないもの

（６）その他、会長が掲載することが好ましくないと判断したもの

（広告の種類と規格）

第３条　広告の種類はバナー広告とする。

２　広告の規格は、原則として次の各号のとおりとする。

（１）大きさは、縦55ピクセル×横180ピクセルとする。

（２）形式は、GIF（アニメーションGIF不可、透過GIF不可）及びJPEGとする。

（広告の掲載位置）

第４条　広告の掲載位置は、本会ホームページのトップページで本会が指定した位置とする。

（広告の掲載期間）

第５条　広告を掲載する期間は、１月単位とする。

２　広告を掲載する開始日（以下、「掲載開始日」という）は、原則として当該広告を掲載する月の第１日とする。ただし、掲載開始日が休日に当たるときは、その翌日とする。

３　広告掲載の終了日（以下、「掲載終了日」という）は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。ただし、掲載終了日が休日に当たるときは、その翌日とする。

４　広告掲載期間は、原則として年度単位とする。長期契約で年度をまたぐ求めがあった場合は、当該年度末までの契約を交わし、残りの期間は次年度以降継続契約を結ぶものとする。

（広告掲載料金）

第６条　広告掲載料金は、１枠につき１か月5,000円（税別）とする。

２　掲載料金は毎年４月から３月までの12か月で計算し、期間途中からの掲載は、年

度末までの掲載月数に月間の広告掲載料金を乗じた金額とする。

（広告掲載の申込）

第７条　広告を掲載しようとする者（以下、「申請者」という）は、ホームページバナー広告掲載申込書（様式１）に必要事項を記入し、掲載しようとする広告原稿を電子メール又は電子記録媒体により添付して本会に申し込むものとする。

２　広告原稿の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

３　本会は、提出された広告原稿が第２条の規定に反すると判断した場合は、申請者に修正、削除を求めることができる。

（広告掲載の決定）

第８条　本会は、前条の規定に基づく申込書を受理したときは、広告の内容等を審査し、掲載の可否を決定する。

２　本会は、前項の審査結果に基づき広告掲載の可否を決定したときは、その結果についてホームページバナー広告掲載（非掲載）決定通知書（様式２）により、申請者に通知するものとする。

３　広告掲載希望が掲載枠を超えた場合は、先着順とする.

（広告内容）

第９条　広告のデザイン及び内容などは、本会ホームページのイメージを損なうことのないよう、申請者と調整してから掲載するものとする。

２　広告原稿に写真、イラスト、ロゴなどを使用する揚合は、申請者において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は申請者が負担するものとする。

（広告掲載料金の支払い）

第10条　広告主は、本会が通知する請求により、指定する日までに、広告掲載料金を支払うものとする。

（広告主の責任等）

第11条　広告の内容に関する責任は、すべて広告主が負うものとする。

（掲載広告の取消し）

第12条　本会は、掲載した広告に支障が生じた場合、又は広告掲載料金が支払われなかったときは、広告掲載を取り消すことができる。

２　本会は、前項の掲載決定の取り消しをしたときは、ホームページバナー広告掲載取消書（様式３）により、その結果を広告主に通知する。

（広告中止等に伴う広告掲載料の取扱い）

第13条　前条により広告掲載を中止し、または契約を解除したときは、当該広告掲載をしなかった期間に係る広告掲載料は返還しない。

２　本会の責めに帰すべき事由により、５日間（60時間）を超えて広告が掲載されなかったときは、広告主は、当該広告が５日間を超えて掲載されなかった日数に応じて、日割計算により10円未満の端数を切り捨てた額を請求することができる。

３　前項により生じた返還金は、請求者が指定した金融機関に振り込むこととする。

（免責事項）

第14条　本会は、広告掲載に伴い広告主に損害が生じた場合、その原因の如何に関わらず賠償する責任は負わないものとする。

附則

平成25年８月１日施行

平成26年２月10日改正

平成27年１月23日改正

平成29年12月22日改正